

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（平成21年12月22日条例第32号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成22年3月31日規則第119号）に定めるもののほか、国の定める鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日国鉄施第105号。以下「国要綱」という。）に準じ必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、今後、発生が予想されている大規模地震や劣化による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う鉄道施設安全対策事業に要する経費の一部を補助することにより、列車の安全運行及び鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、京都市域で行われる次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 鉄道駅耐震補強事業にあつては、乗降客数が一日一万人以上の高架駅であつて、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、国要綱に定める範囲内で、鉄道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物及び緊急応急人員輸送の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物について、柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業とする。
- (2) 鉄道施設緊急耐震対策事業にあつては、高架橋及び橋りょうのうち、緊急輸送道路と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路の機能維持のために、柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業とする。
- (3) 三大都市圏主要路線耐震対策事業にあつては、主要路線上にある、片道断面輸送量が一万人以上の区間の高架橋、橋りょう及び開削トンネルの機能維持のために、柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業及び乗降客が一万人以上の高架駅並びに橋上駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で、柱、基礎等の補強により耐震対策を行う事業とする。

(交付の対象等)

第4条 市長は、鉄道事業者又は軌道経営者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客

鉄道株式会社を除く。以下「補助対象事業者」という。）が行う補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費、付帯工事費（移転補償費は含まない。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 市が交付する補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

（申請手続）

第5条 補助金の交付申請に当たり、条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- （1）京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付申請書（様式1）
- （2）国及び京都府の鉄道施設安全対策事業費補助金交付申請書の写し
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助対象事業者は、国及び京都府から補助金の交付決定を受けた後、速やかに補助金交付決定書の写しを市長に提出しなければならない。

- 3 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知等）

第6条 市長は、前条による補助金の交付申請があったときは、これを審査のうえ、交付申請が到達した日から14日以内に予算の範囲内で交付決定を行い、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定通知書（様式2）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第7条 申請を取り下げるに当たり、条例第13条第1項に規定する市長が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とし、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第8条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定変更申請書（様式3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）各工事間に補助対象経費として配分された額を変更する場合。ただし、流用先の費用の当初計画額の30%以内の増減又は1千万円以内の増減のいずれか低い額に該当する場合を除く。

（2）補助対象事業の内容を変更しようとする場合

2 市長は、前項による申請を承認したときは、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定変更通知書（様式4）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 補助対象事業者は、第1項第1号に掲げるただし書に該当する変更を行ったときは、京都市鉄道施設安全対策事業実施計画変更届（様式5）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況について、当該会計年度第2四半期終了後又は市長の要求があったときは、速やかに京都市鉄道施設安全対策事業実施状況報告書（様式6）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が年度内に完了しない見込みであるとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式6を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 条例第18条第1項の規定により、補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月25日のいずれか早い日までに、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金完了実績報告書（様式7）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金終了実績報告書（様式8）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、補助対象事業者から前条第1項による報告を受けたときは、こ

れを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金の額の確定通知書（様式 9）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（概算払の請求）

第 12 条 補助対象事業者は、市から補助金の概算払いを受けようとするときは、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金概算払請求書（様式 10）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第 13 条 補助対象事業者は、市から補助金の支払を受けようとするときは、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金支払請求書（様式 11）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条 補助対象事業者は、第 5 条第 3 項ただし書きにより交付申請を行った場合において、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに京都市鉄道施設安全対策事業費補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書（様式 12）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

（取得財産等の整理）

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理し、次の各号に掲げる帳簿等を国要綱に規定する期間保存しておかなければならない。

（1）取得財産等の得喪に関する書類

（2）取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第 16 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 17 条 補助対象事業者は、取得財産等（適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同条第 4 号又は第 5 号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る。）について、補助対象事業の完了後においても、国土交通大臣が平成 22 年国土交通省告示第 505 号により定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(監督)

第 18 条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助対象事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 11 月 6 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 この要綱の施行をもって、「京都市鉄道駅耐震補強事業費補助金交付要綱（平成 19 年 8 月 3 日）」を廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に交付決定がなされた鉄道駅耐震補強事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。

2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

氏名又は名称

※ 補助金の交付申請に当たっては、国及び京都府の鉄道施設安全対策事業費補助金交付申請書の写しを添付すること。

年度 京都市鉄道施設安全対策事業実施計画書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位:円)

費目	計画額	前年度まで (実績)	今年度	翌年度 以降	完成予定 期日	備考
合計						

- | | | |
|-----|---|--|
| (注) | 1 | 補助事業の費目ごとに経費の積算した書類（別紙 2）を添付すること。 |
| | 2 | 第 3 条第 3 項に掲げる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、備考欄にその旨を記載すること。 |
| | 3 | その他必要な書類を添付すること。 |

年度 京都市鉄道施設安全対策事業実施計画経費積算書

(単位:円)

費目	内容	積算内訳

京都市指令都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった「 年度京都市鉄道施設安全対策事業」については、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により交付することを決定したので、下記のとおり通知する。

記

- 1 補助対象事業及び補助対象経費
- 2 交付金額
金 円（ただし、事業完了後、別途、額の確定を行う）
- 3 交付の条件

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

別紙 1, 年度補助事業実施計画変更書のとおり

※ 補助金の交付決定変更の申請に当たっては、国及び京都府の鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定変更申請書の写しを添付すること。

年度 京都市鉄道施設安全対策事業実施計画変更書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位:円)

費目	計画額	前年度まで (実績)	今年度	翌年度 以降	完成予定 期日	備考
合計						

- | | | |
|-----|---|---|
| (注) | 1 | 補助事業の費目ごとに経費の積算した書類（別紙 2）を添付すること。 |
| | 2 | 第 3 条第 3 項に掲げる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、備考欄にその旨を記載すること。 |
| | 3 | 補助事業計画額については、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。 |
| | 4 | その他必要な書類を添付すること。 |

年度 京都市鉄道施設安全対策事業実施計画経費積算書

(単位:円)

費目	内容	積算内訳

京都市指令都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け第 号で交付決定の変更申請のあった「 年度京都市
鉄道施設安全対策事業」については、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱
第 8 条第 2 項の規定により交付決定を変更したので、下記のとおり通知する。

記

- 1 補助対象事業及び補助対象経費
- 2 交付金額
金 円（ただし、事業完了後、別途、額の確定を行う）
- 3 交付の条件

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業実施計画変更届

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり計画を変更したので、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

別紙 1, 年度補助事業実施計画変更書のとおり

※ 補助金の交付申請に当たっては、国及び京都府の鉄道施設安全対策事業費補助金交付申請書の写しを添付すること。

年度 京都市鉄道施設安全対策事業実施計画変更書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位:円)

費目	計画額	前年度まで (実績)	今年度	翌年度 以降	完成予定 期日	備考
合計						

- | | | |
|-----|---|---|
| (注) | 1 | 補助事業の費目ごとに経費の積算した書類（別紙 2）を添付すること。 |
| | 2 | 第 3 条第 3 項に掲げる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、備考欄にその旨を記載すること。 |
| | 3 | 補助事業計画額については、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。 |
| | 3 | その他必要な書類を添付すること。 |

年度 京都市鉄道施設安全対策事業実施計画経費積算書

(単位:円)

費目	内容	積算内訳

様式 6

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業実施状況報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、別紙 1 のとおり報告します。

様式 7

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 のとおり報告します。

年度 京都市鉄道施設安全対策事業費補助金精算調書

(単位:円)

費目	交付決定額 A	計画額 B	実績額 C	差額 B-C	精算 補助金額 D	概算払 受領済額 E	差引補助金 未受領済額 (△返還) F=D-E	備考
合計								

(注) 1 要綱第 8 条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。

2 精算補助金額は、計画額と実績額のいずれか低い額の 1/6 で計算した額を記載すること。

様式 8

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金終了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の年度終了実績について、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった「 年度京都市鉄道施設安全対策事業」については、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により額を確定したので、下記のとおり通知する。

記

1 確定補助金額

金 円

2 その他

国及び京都府の額の確定通知があった場合は、速やかに額の確定通知書を送付すること。

様式 10
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所
氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定通知額
金 円
- 2 概算払請求額
金 円
- 3 概算払請求額算出基礎

(単位:円)

費 目	計 画 額	建設等に要する 資金の額	概算払 可能額	前回までの 概算払額	今回概算払 予定額

- 4 受取人(口座名義)

住所 _____
氏名 _____

- 5 振込金融機関及び支店名

- 6 預金種別

- 7 口座番号

※ 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式 11
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所
氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金支払請求書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金額（京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 11 条により確定された額）
金 円

2 受取人（口座名義）
住所 _____
氏名 _____

3 振込金融機関及び支店名

4 預金種別

5 口座番号

※ 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所
氏名又は名称

京都市鉄道施設安全対策事業費補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う
補助金の返還報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のあり
ました標記補助金について、京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 14 条第
1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業者の名称
- 3 補助金額（京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 11 条により確定され
た額）
金 円
- 4 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 5 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額
金 円
- 6 補助金返還相当額（5-4）
金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。